

監査報告

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人福井大学の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの令和 4 事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下の通り報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧・調査し、事務局、学部その他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査した。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討した。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人福井大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかを監査した結果、令和 5 年度入学試験に関わる「出題及び採点ミス」が複数発生しており、原因究明とともにチェック体制の見直しを求めたい。

また、令和 3 事業年度に確認された「研究活動における不適切な行為」、「研究用向精神薬の不適切な管理」については、再発防止に向けた取り組みがスタートしたところであり、確実な取り組みとなるよう引き続き注視していく。

中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかの確認に関しては、全学内部質保証委員会による第 3 期中期計画の進捗状況に関する自己点検・評価が実施され、進捗把握だけでなく目標達成に向けた提案がフィードバックされるなど、内部統制システムの PDCA サイクルが動き始めており、より適時適正に改善に向けて回すことで、第 4 期においても中期計画の達成に向けた取り組みが着実に推進されるよう期待する。

なお、令和 4 事業年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の長期化により留学生の受け入れや交換留学生の派遣、海外研究者との交流等の実施について大きな制約を受けたが、一方で、オンラインを活用した外国人留学生への授業実施や留学希望者への海外大学の授業参加などを実施するほか、年度後半の感染症発生が安定した時期に

は、留学生の積極的な受け入れや学生、教員の相互訪問の機会も増やすことができた点については評価し、今後も機動的、自律的な取り組みが進む体制づくりに取り組んでいただきたい。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用状況を監査した結果、概ね適正に整備、運用されていますが、法人組織としての自律的成長、高度化を目指す上において、以下の点について留意いただきたい。

- ・内部統制システムの整備、運用のチェックポイントは、国立大学法人ガバナンスコードとして整理されており、役員会をはじめとする法定会議が適切に運営されているだけでなく、会議体はその目的を果たしているかについても確認していくこと。
- ・「効果的な会議運営に関する実施要項」を定め、全学的な会議時間の管理や重点審議事項に十分な時間を取るなどの工夫がなされたことを評価し、更に、経営協議会等の学外委員の意見を大学運営に活かすために、効率的に発言をいただけるように議題を絞ることや経営課題を把握しやすい資料の準備等についても更に検討を行うこと。
- ・自律的な成長に向けては、大学の理念やビジョンへの教職員や学生の理解・浸透とともに、大学が取り組む教育、研究、医療、地域貢献の諸活動全てにおいて、中期計画やミッションの達成に向けた具体的取り組みが推進されるよう統一性を図ること。
- ・社会環境の変化により、大学経営に関わるリスクの対象は、教職員や学生の生命や大学の資産だけでなく、大学のブランドイメージまで拡大しているため、リスクマネジメントにおいては、規程の整備や注意喚起のみならずリスク把握や再発防止策など複合的なリスクマネジメントを検討すること。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき事項は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人福井大学の業務運営状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人であるかがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年6月15日

国立大学法人福井大学長

上 田 孝 典 殿

監事 峠 岡 伸 行

監事 佐 野 慎 治

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

国立大学法人福井大学
学長 上田 孝典 殿

かがやき監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員 公認会計士 奥村 隆志
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 林 幹根
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立大学法人福井大学の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人福井大学の令和5年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。国立大学法人等の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立大学法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分）及び事業報告書（第19期事業年度の会計に関する部分を除く。）である。学長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する学長及び監事の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 学長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに学長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び国立大学法人等の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、準用通則法第 39 条の規定に基づき、国立大学法人福井大学の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの第 19 期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会

計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第19期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第18期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書(第19期事業年度の会計に関する部分に限る。)は、国立大学法人福井大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

学長及び監事の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類(案)を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに学長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員(監事を除く。)の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類(案)が法令に適合して作成されているか、事業報告書(会計に関する部分に限る。)が財政状態及び運営状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

国立大学法人与当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上